

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征 著
LEGAL QUEST『会社法（第4版）』補遺

17935-6
2020年1月

2019（令和元）年12月11日に、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）が公布された。2017（平成29）年に設置された法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会では、企業統治等に関する規律の見直しについて審議され、その結果は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）として2019（平成31）年2月に法制審議会で採択された。上記の法律は、この要綱に基づくものである。これらの法律による会社法の改正は、会社法にとって、2005（平成17）年の制定後、2014（平成26）年改正に続く改正である。企業統治等について多くの規定が改正され、これまで会社法に定められていなかった新たな制度も設けられることになった。この補遺では、同改正の概要について、本書の章立てに沿って説明する。

第4章（機関）関係

● 株主総会資料の電子提供制度（142頁（2）関係）〔松井〕

株主総会招集通知は、書面ないし電磁的方法による議決権行使を認める場合、あるいは取締役会設置会社の場合、書面によってしなければならない（299条2項）。また、書面による議決権行使を認める場合については、株主総会参考書類および議決権行使書面の交付が求められるほか（301条1項）、電磁的方法による議決権行使を認める場合には株主総会参考書類の交付が求められる（302条1項）。これらを電磁的方法で行うことも可能であるが、それには個別の株主の承諾が必要であり（299条3項・301条2項・302条2項）、現実には書面によって行われるのが一般的である。

ところでわが国の上場会社株式について、機関投資家による保有が進展する中、株主総会の議案を吟味する時間が限られている、との指摘がかねてよりなされてい

た。しかし、株主総会招集通知をはじめとする資料が書面によることを前提とする限り、これを印刷し、郵送するための時間を考えると、総会の日々の2週間前という法定のスケジュール（299条1項）を前倒しすることはなかなか難しかった。

そこで今回の改正法で導入されたのが、株主総会資料の電子提供制度である。これによって株主総会招集通知に当たって交付されるべき書面を大幅に削減し、招集通知の前倒しを可能にしようとしている（上場会社等のように振替株式を発行する会社については、電子提供制度の利用が義務づけられる。振替新159条の2第1項）。当該制度の概要は、以下のとおりである。

- (1) 株式会社において、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類および事業報告、そして連結計算書類（以上を併せ、「株主総会参考書類等」という）について、電子提供措置（電磁的方法により、株主において、情報の提供を受けることができる状態に置く措置）をとることを認める（新325条の2。なお、「電子提供措置をとる」旨の定款の定めを置くことが必要となる）。
- (2) 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、総会の日々の3週間前（あるいは株主総会招集通知を発した日のいずれか早い日）から総会の日後3か月が経過する日までの間、電子提供措置をとり続けなければならない（新325条の3）。
- (3) 電子提供措置をとる場合、株主総会招集通知には、株主総会の日時および場所、株主総会の目的事項、書面・電磁的方法による議決権行使を認める場合はその旨を記載または記録するほか、電子提供措置をとっていること等を記載すれば足りる（新325条の4第2項参照）。そして、電子提供措置の対象となっている株主総会参考書類等は、交付ないし提供する必要はない（同条3項）。

他方、電子提供措置に対応できない株主もなお存在しうることから（いわゆるデジタルデバイドの問題）、株主は、電子提供措置の対象事項を記載した書面の交付を請求することができる（新325条の5第1項。電磁的方法による株主総会招集通知の発出を承諾した株主を除く）。もっとも会社の側からすると、書面交付請求への対応は相応のコストを生じさせることになるから（書面を用意する負担から解放されない）、株主による書面交付請求日から1年を経過したときは、その交付を終了する旨の通知を行うことができる。この通知を行う際には、株主において異議がある場合には一定期間（1か月以上の期間）内に異議を述べるよう催告を行い、株主からの異議がなければ、催告期間の終了後に書面交付請求の効力は失われる（同条4項・5項）。

● 株主提案権（145頁(3)関係）〔松井〕

現行法の株主提案権の制度は、その濫用的な行使（1回に不相当に多数の提案を行う、あるいは内容において不適切な提案を行う等）を制限するための措置が必ずしも十分ではない面があった（304条ただし書・305条4項参照）。その結果、個別の濫用事案に対しては、一般条項によって対応するほかなかった（株主権濫用という枠組みで対応したものとして、東京高判平成27・5・19金判1473号26頁）。このような状況を受けて改正法は、まずは数的な側面から、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を直接的に設けることとした。

すなわち、取締役会設置会社の株主の提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える部分の議案について、会社は議案通知請求の対象としないことができることとした（新305条4項前段。どの部分の議案を議案通知請求の対象から外すかは、株主の側で優先順位を設けていない限り、取締役限りで判断することができる。同条5項）。さらに、議案の数え方に関しては若干のルールが設けられ、役員等の選任・解任に関する議案、ないし会計監査人の不再任に関する議案は、複数の議案が提出されていたとしても、一括して1つの議案として数える。また、定款変更に関する議案が2つ以上提出されている場合、議決の内容によって相互に矛盾する可能性のある議案について、1つの議案として数えることとされている（以上、同条4項後段）。

他方、内容において不適切な提案がなされた場合への対応について、当初の改正案にはそのための規定がもりこまれていたが、国会における審議の過程で修正案が出され、当該規定は削除された。したがってこの点については、なお一般条項によって対応すべきこととなる。

● 議決権行使書面の閲覧等（152頁(2)関係）〔松井〕

書面による議決権行使、ないし電磁的方法による議決権行使がなされた場合、株主は、株式会社の営業時間中、議決権行使書面、ないし電磁的記録の閲覧・謄写の請求をすることができる（311条4項・312条5項）。議決権の代理行使書面・電磁的記録も、これと同様である（310条7項）。

このうち議決権行使書面には、株主の住所が記載されていることが通常であるため、株主名簿の閲覧謄写請求が拒絶された場合に、株主の住所等を取得する目的で議決権行使書面の閲覧謄写請求がなされる例があると言われている。また、その他にも会社の業務遂行を妨げる目的等、正当な目的なしに当該請求がなされる可能性もありえない。

そこで改正法は、株主名簿閲覧謄写請求の例（125条2項・3項）に倣って、議決権の代理行使書面・電磁的記録、議決権行使書面、および議決権行使にかかる電磁的記録について、閲覧謄写請求の理由を明らかにさせるとともに、拒絶事由を定めることとした（新310条7項・8項、311条4項・5項、312条5項・6項）。

● 取締役の欠格事由（168頁(1)関係）[大杉]

現行法331条1項2号は、成年被後見人・被保佐人は取締役となることができない旨を定めているが、改正法では同号は削除される。成年後見制度は社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を基本理念とするにもかかわらず、この制度を利用することで逆に会社の経営等から排除されてしまうことは適切でないし、また欠格事由の定めがあることで当事者が成年後見制度の利用を躊躇するおそれがあるからである。

そして、成年被後見人であるAが取締役・監査役などに就任するには、成年後見人であるBがAの同意を得た上で、Aに代わって就任の承諾をしなければならない等の規定が、併せて整備される。Aが就任の承諾をしても無効であり、Aの同意を得ずにBが承諾をしても無効である。Aの同意を得てBが承諾をした場合、Aが取締役としてした行為は、行為能力の制限を理由に取り消されることはない（新331条の2）。

● 社外取締役の義務付けと活用（175頁(c)、177頁(e)関係）[大杉]

改正法は、上場会社などを念頭に、社外取締役の設置を義務づけるとともに、社外取締役の活用を促進すべく規律を見直す。

現行法327条の2（平成26年改正による）は、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社であるものに限る）で有価証券報告書の提出義務のある会社が社外取締役を置いていない場合には、取締役は定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならないと定めている。改正後の同条は、より端的に、そのような会社は社外取締役を置かなければならないとする。上場会社において社外取締役が普及し、その有用性が理解されるようになり、社外取締役の導入への実務の抵抗感が薄らいだことが、この改正の背後にある。

他方で、法2条15号イによれば、社外取締役が会社の業務を執行すれば社外取締役ではなくなることになるが、このルールが社外取締役の活用を妨げているという意見があったことから、改正法348条の2がこの点について定めを置く。すなわち、会社と取締役の間に利益の相反する状況があるなど、取締役（主として経営に

従事する取締役〔いわゆる社内取締役〕を念頭に置いている)が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社においては、取締役会の決議)によって、当該業務執行を社外取締役に委託することができる。そして、社外取締役がこの委託を受けて業務を執行しても社外性を失わないこととされた。

この新ルールが念頭に置いているのは、次のような場合である。株式会社が敵対的買収に対抗して買収防衛策を維持・発動するか否かを決定する際に、社内取締役が当該買収によって取締役等の地位を失うのであれば、たとえ買収提案が株主共同の利益に合致する内容であっても、社内取締役は買収防衛策を維持・発動するおそれがある(444頁7, 450頁(2)を参照)。そこで、取締役会の決議で、買収防衛策の維持・発動に関する決定および買収条件をめぐる買収者との交渉を社外取締役に委託することにより、そのような懸念を軽減することができる。また、経営者による企業買収(MBO)においても、買収条件の交渉や当該買収を会社が一般株主に推奨するか否かの決定を、社外取締役に委託することで、取引の経済合理性が高まることが期待できよう(378頁Column 9-6を参照)。

● 取締役の報酬等(226頁4関係)〔伊藤〕

改正法は、取締役の報酬等が取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブ(動機)を付与するための手段として機能するように取締役の報酬等に関する規律を見直す。

具体的には、まず、取締役の報酬等として株式または新株予約権が付与される場合については、既存の株主に持株比率の低下・希釈化による経済的損失が生じる可能性もあるため、定款または株主総会の決議では、単に「具体的な内容」というのではなく、より詳細な事項を定めることが要求されることになった。すなわち、報酬等のうち募集株式・募集新株予約権については、当該募集株式・募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項を定めなければならない(新361条1項3号・4号)。募集株式・募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を報酬とする場合(いわゆる相殺方式)についても、同様の事項を定めなければならない(同項5号)。指名委員会等設置会社についても、報酬委員会による執行役等の個人別の報酬の決定に関して、以上と同様の定めが置かれる(新409条3項3号~5号)。そして、上場会社が、そのような定款または株主総会の決議による定めに従って、株式・新株予約権を発行する場合には、募集株式と引換えにする出資の履行・新株予約権の行使に際してする出資を要しないものとするのできるもの

とされる（新 202 条の 2・236 条 3 項・4 項。新 205 条 3 項～5 項・209 条 4 項も参照）。

現行法でも、指名委員会等設置会社では、報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（409 条 1 項）。しかし、そうでない会社においても、取締役の報酬等を取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として考える場合には、取締役の報酬等の決定方針が重要なものとなる。そこで、改正法は、次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容として定款または株主総会の決議による 361 条 1 項各号に掲げる事項について定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならないものとされる。そのような会社は、(ア)監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならないもの、および、(イ)監査等委員会設置会社である（新 361 条 7 項。新 399 条の 13 第 5 項 7 号も参照）。

現行法は、取締役の報酬等のうち、額が確定していないもの、および、金銭でないものについてだけ、報酬等に関する事項を定め、またはこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役が、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならないものとする（361 条 4 項）。改正法はこれを改め、すべての種類の報酬等について、そのような規律を及ぼす（新 361 条 4 項）。また、会社法施行規則の改正によって、会社役員の報酬等に関する次の事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実が図られる予定である（要綱第二部第一 1 (4) 参照）。①報酬等の決定方針に関する事項。②報酬等についての株主総会の決議に関する事項。③取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項。④業績連動報酬等に関する事項。⑤職務執行の対価として株式会社が交付した株式または新株予約権等に関する事項。⑥報酬等の種類ごとの総額。

● 補償契約（242 頁 **Column 4-40** 関係）〔伊藤〕

役員等はその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部または一部を、会社が事前または事後に負担することは、会社補償（補償）と呼ばれる。現行法にはこれについて明文の規定がなく、民法 650 条に基づいて一定の範囲で補償が認められるという解釈も唱えられていた。改正法は、補償によって生じることが懸念される弊害に対処するとともに、補償ができる範囲や補償をするための手続等を明確にし、補償が適切に運用されるよう、規定を設ける。

具体的には、役員等に対して、次に掲げる費用等の全部または一部を当該株式会

社が補償することを約する契約が、補償契約と呼ばれる。ここで問題となる費用等には、(ア)当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、または責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用、および、(イ)当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（損害賠償金・和解金の支払による損失）が含まれる。このような補償契約の内容を決定するには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会。新399条の13第5項12号・416条4項14号も参照）の決議によらなければならないものとされる（新430条の2第1項）。他方で、補償契約の締結には、取締役・執行役の利益相反取引に関する規定は適用されない（同条6項。7項も参照）。取締役会設置会社で実際に補償契約に基づく補償が行われた後には、補償をした取締役・執行役および補償を受けた取締役・執行役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない（同条4項・5項）。

改正法は、補償契約による補償の範囲を次のように限定する。まず、前記(ア)の費用のうち、通常要する費用の額を超える部分を補償することはできず（新430条の2第2項1号）、(ア)の費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる（同条3項）。また、前記(イ)の損失のうち、当該株式会社が(イ)という損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して423条1項の責任を負う場合には、当該責任に係る部分を補償することはできず（同条2項2号）、役員等がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより(イ)の責任を負う場合には、(イ)の損失の全部を補償することができない（3号）。

● 役員等のために締結される保険契約（242頁 Column 4-40 関係）〔伊藤〕

改正法は、いわゆるD&O保険（会社役員賠償責任保険）について、保険契約の締結のための手続等を明確にし、同保険が適切に運用されるよう必要な規律を整備する。具体的には、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものが、役員等賠償責任保険契約と呼ばれ、同保険契約の内容を決定するには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会。新399条の13第5項13号・416条4項15号も参照）の決議によらなければならないものとされる（新430条の3第1項）。他方で、同保険契約の締結には、取締役・執行役の

利益相反取引に関する規定は適用されない（同条2項。3項も参照）。

● 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解（247頁(c)関係）〔伊藤〕

改正法は、株式会社が、当該株式会社等の取締役（監査等委員および監査委員を除く）、執行役および清算人ならびにこれらの者であった者（以下では「取締役等」という）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役設置会社では監査役（監査役が2人以上の場合は各監査役）、監査等委員会設置会社では各監査等委員、指名委員会等設置会社では各監査委員の同意を得なければならないものとする（新849条の2）。この改正は、取締役（監査等委員および監査委員を除く）および執行役の責任の一部免除に関する議案を提出する場合や、会社の取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟において取締役等の側に会社が補助参加をする場合についてはすでに同様のルールが定められており（425条3項・426条2項・849条3項）、それとの平仄から、和解をする場合にも同様のルールを定めることが相当であると考えられたことによるものである。

第6章（資金調達）関係

● 取締役の報酬等にかかる募集株式発行手続等の特則（312頁②・337頁②関係）〔松井〕

取締役の報酬等として株式または新株予約権が付与される場合について、定款または株主総会決議で定めるべき事項が詳細になったのはすでに述べたとおりである（本補遺5頁以下参照）。そして、これを受けて、募集株式発行手続および新株予約権発行手続にも特則が設けられている。

まず募集株式発行手続に関して、上場会社が取締役の報酬等として募集株式を発行する（自己株式の処分を含む）場合、募集事項として、募集株式の払込金額またはその算定方法（199条1項2号）、および募集株式と引換えにする金銭の払込み等の期日（同項4号）について定める必要がない（新202条の2第1項前段）。その代わりに、取締役の報酬等として募集株式の発行等をするものであること、そして募集株式の割当日を定めなければならない（同項後段。なお、この割当日が株主となる日である〔新209条4項〕）。また、申込み・割当てに関する特則として、募集株式の申込みは、報酬の対象となっている取締役（新361条1項3号）に限られる（新205条3項）。

次に新株予約権発行手続に関して、上場会社が取締役の報酬等として新株予約権

を発行する場合、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法（236条1項2号）について、その内容とする必要がない（新236条3項前段）。その代わり、取締役の報酬等として（または報酬等をもってする払込みと引換えに）新株予約権を発行するものであって、金銭の払込み等を要しないこと、そして報酬の対象となっている取締役以外は当該新株予約権を行使できないことを内容としなければならない（同項後段）。

● 社債の管理（354頁③関係）【松井】

改正法は、社債管理者を定めることを要しない場合について、新たに社債管理補助者の制度を設けている。また、社債権者集会制度についても、若干の変更を加えている。

(1) 社債管理補助者

現行法は、会社が社債を発行する場合、社債権者のため、社債管理者を置くことを要求している（702条本文。なお、担保付社債の場合、担保付社債信託法2条により受託会社が定められる）。ただし、これには例外があり、各社債の金額が1億円以上である場合、あるいは社債権者の数が50人以上とならない場合（正確には、社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回る場合）は設置しなくともよい（702条ただし書・会社則169条）。社債管理者制度は、その権限の広範さ、あるいは義務や責任の重さもあって、実務的にはコストのかかる制度である。その結果、以上の負担を避けるべく、実際に発行される社債においては、少なからぬ場合に社債管理者が置かれていない。

社債管理者が置かれぬ社債の場合、会社による債務不履行が生ずると、各社債権者がこれに対応すべきことになる。だが、実際にそのような事例が発生すると、社債権者に混乱が生じうる可能性も否定できない（現にそのような例があったと言われている）。そこで、社債管理者不設置債の場合であっても、社債の管理に関する最低限の事務を第三者に委託することを可能にするため、改正法は社債管理補助者の制度を設けることとした。

社債管理補助者は、社債管理者不設置債であって、かつ無担保社債の場合に置くことができ（新714条の2）、その資格は社債管理者と同様、銀行、信託会社、およびこれに準ずる金融機関等に認められる（新714条の3）。その法定権限は社債管理者に比して限定されており、倒産手続参加、強制執行・担保権実行手続における配当要求、および清算手続における債権申出に限られる（新714条の4第1項）。そしてその他の権限は、社債管理補助者との間で締結される委託契約によって個別に定

められることを想定している。特に、①社債権の弁済を受けること、②社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をなすこと（なお、社債権者集会決議の必要な場合について、同条3項参照）、③社債の全部についてする支払の猶予その他会社法706条1項列挙の行為をなすこと、そして④社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をすることに、当該委託契約に定めることで社債管理補助者が行うことが可能となる（新714条の4第2項）。

社債管理補助者に関するその他の制度設計は、概ね社債管理者のそれに準じている。すなわち社債管理者の義務（704条）、特別代理人の選任（707条）、行為の方式（708条）、責任（710条1項。2項は除く）、辞任（711条）、解任（713条）、および事務の承継（714条）に関する各規定については、社債管理補助者にも準用されている（新714条の7前段）。

(2) 社債権者集会

社債権の内容変更を行おうとする場合、これは契約の内容変更であるから、各社債権者の同意を必要とするが、現実にそのような同意をとることは難しい。そこで現行法は、社債権者集会の多数決によってこれを行うことを可能としている（706条1項）。

ところで実務的に需要のある内容変更は、社債の償還金額の減免であるが、これは現行法上、明文の規定がなかった。一部の学説では、「和解」の内容としてこれを行うことが可能ではないか、との解釈が提示されてきたものの、法的に不安定な状態にあったことは否めなかった。そこで改正法は、これが可能であることを直接の文言で明らかにした（新706条1項1号）。

そのほか、改正法では、社債権に係る議決権者の全員が同意している場合において、社債権者集会の決議を省略ができる旨の制度が設けられている（新735条の2第1項）。この場合、裁判所の認可も省略することができる（同条第4項参照）。

第9章（企業の買収・結合・再編）関係

● 株式交付（390頁「第3節」関係）[田中]

改正法は、株式交付という、新たな組織再編類型を創設する。株式交付とは、株式会社（A社）が他の株式会社（B社）をその子会社とするために、B社の株式を譲り受け、B社株式の譲渡人に対してA社の株式を交付することをいう（新2条32号の2）。A社を株式交付親会社、B社を株式交付子会社という（新774条の3第

1項1号)。株式交換（⇒397頁④）は、株式会社が他の会社の完全子会社になる行為であるのに対し、株式交付は、A社が自社株式を対価として、B社を自社の子会社（完全子会社でなくてもよい）とする行為である。後者のような行為は、法改正前も、B社株主が保有株式をA社に現物出資（⇒323頁(2)）することにより行うことができたが、それは、①原則として検査役の調査（207条）を要し、かつ②財産価額填補責任（212条・213条）が生じる可能性があることが障害となり、あまり行われてこなかったといわれる。株式交付の創設は、A社に組織再編の手續規制を課す代わりに、①②の規制を課さないものとすることにより、株式を対価とする親子会社関係の形成を容易にすることを目的としている。

株式交付を行うには、株式交付親会社（A社）が、株式交付計画を作成し（新774条の2）、原則として、A社の株主総会の特別決議による承認を得る必要がある（新816条の3。簡易要件を満たす場合は不要。新816条の4）。株式交付計画では、A社が譲り受けるB社株式の数の下限（以下「下限」という）を定めなければならない（新774条の3第1項2号）。この下限は、株式交付の結果、B社がA社の子会社となるような数にする必要がある（同条2項）。株式交付の対価も、株式交付計画で定める。対価には、A社株式を含める必要がある（同条1項3号・4号。対価の一部をA社株式とし、残部を他の財産とすることは可能。同項5号）。A社は、事前・事後の情報開示、株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、対価としてA社株式以外の財産を交付する場合における債権者異議手續といった、組織再編に共通する規制にかかる（新816条の2～816条の10）。これに対し、株式交付子会社（B社）の側では、株主総会の決議その他の組織再編に共通する手續はとられない。B社の株主は、各自、自己の有する株式について、A社に対して譲渡しの申込み（新774条の4）をするか否かを判断することになる。譲渡しの申込みがあったB社株式数が、株式交付計画で定めた下限に満たない場合、株式交付をすることはできない（新774条の10）。

譲渡しの申込みがあったB社株式数が下限以上となった場合は、A社は、譲り受ける株式の合計数が下限を下回らない範囲で、申込者のうちの誰から何株の株式を譲り受けるかを定め（割当ての決定）、申込者に譲受けの通知をする（新774条の5）。募集株式の発行等の場合（⇒320頁(2)）と同様、割当ての仕方は、A社が自由に決定できる。ただし、B社が有価証券報告書提出会社の場合、A社によるB社株式取得は公開買付けによる必要があるため（金商27条の2第1項1号・2号参照⇒376頁(3)）、A社は、各申込者から申込株式数に応じて按分比例する方法で株式を譲り受ける必要がある（金商27条の13第5項⇒375頁(1)）。A社から譲受けの通

知を受けてB社株式の譲渡人となった者は、B社株式をA社に給付しなければならない（新774条の7第2項）。株式交付の効力は、株式交付計画で定めた効力発生日に生じ、A社は、譲渡人から給付を受けたB社株式を取得し（新774条の11第1項）、B社を子会社とする。他方、A社にB社株式を給付した譲渡人は、株式交付計画の対価の定めに従い、A社の株主となる（同条2項）。譲渡人以外のB社株主は、株式交付後もB社株主のままである。

他の組織再編と同様、株式交付の無効は、訴えによってのみ主張することができる（新828条1項13号。手続や判決の効力につき、新834条～844条の2）。